

令和 6 年 9 月 11 日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第 110 条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) 閉会中の所管事務等の調査について
(3) その他
- 2 調査の経過 9 月 11 日に委員会を開催し、付託案件の審査を行った。
所管事務調査については、下島地内の市貸付地に残存する住宅の対応について、執行部より説明を受け、質疑を行った。
閉会中の所管事務等の調査については、これを行うこととした。
その他で、「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について、防災資材等の備蓄状況について、車中泊避難訓練の実施について、10 月 23 日（中越地震発生日）におけるメモリアルイベントについて、本庁舎協働教職員住宅の現状と今後の取扱いについて、新潟県パートナーシップ制度開始に係る行政サービスの提供について、請求書等への押印見直しについて及び入広瀬分室のサービスコーナー化について、執行部より報告を受け、質疑を行った。
また、定例会本会議においての答弁保留の回答について及び市制施行 20 周年記念事業について、執行部より説明を受けた。

総務委員会会議録

1 審査事件

- (1) 議案第 110 号 魚沼市監査委員条例の一部改正について
- (2) 議案第 111 号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び魚沼市入湯税条例の一部改正について
- (3) 議案第 112 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

2 調査事件

- (4) 所管事務調査について
 - ・下島地内の市貸付地に残存する住宅の対応について
- (5) 閉会中の所管事務等の調査について
- (6) その他
 - ①「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について
 - ②防災資材等の備蓄状況について
 - ③車中泊避難訓練の実施について
 - ④10 月 23 日（中越地震発生日）におけるメモリアルイベントについて
 - ⑤本庁舎協賛教職員住宅の現状と今後の取扱いについて
 - ⑥新潟県パートナーシップ制度開始に係る行政サービスの提供について
 - ⑦請求書等への押印見直しについて
 - ⑧入広瀬分室のサービスコーナー化について
 - ⑨その他 2 件

3 日 時 令和 6 年 9 月 11 日 午前 10 時

4 場 所 本庁舎 3 階 委員会室

5 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

6 欠席委員 なし

7 説明員 内田市長、桑原総務政策部長、磯部北部事務所長、桑原消防長、富永監査委員事務局長、吉田総務政策部副部長、五十嵐企画政策課長、斉藤管財課長、佐藤防災安全課長

8 書 記 坂大議会事務局長、星係長

9 経 過

開 会 (10 : 00)

遠藤委員長 それでは定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。本定例会における最初の委員会であります。本日は、内容的には付託案件が3件ということではありますが、その他でいろいろな説明もありますので、長時間になろうかと思います。皆さんから進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をお願いいたします。

(1) 議案第110号 魚沼市監査委員条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第1、議案第110号 魚沼市監査委員条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第110号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第110号 魚沼市監査委員条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(2) 議案第111号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び魚沼市入湯税条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第2、議案第111号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び魚沼市入湯税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第111号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第111号 魚沼市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例及び魚沼市入湯税条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(3) 議案第112号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

遠藤委員長 日程第 3、議案第 112 号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部から補足説明はございますか。

内田市長 補足説明はございません。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 条例に加えているところがありますけれども、こちらの説明をもう一度お願いいたします。

吉田総務政策部副部長 こちらの条例上、追加している事務の詳細は、それぞれ担当所管課で行う事務という形になります。今回の条例改正の目的というものが、12 月に保険証が原則廃止され、それがマイナンバーカード保険証に移行されることに伴いまして、その後の保険資格の情報を取得するために、市のマイナンバーの独自利用事務ということで、ここに掲げている事務を条例上に位置づけ、それにより行っていきたいということで、これらの事務を付け加えているものでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。討論を省略し、採決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから議案第112号について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって議案第112号 魚沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

(4) 所管事務調査について

・下島地内の市貸付地に残存する住宅の対応について

遠藤委員長 日程第 4、所管事務調査について、下島地内の市貸付地に残存する住宅の対応についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、下島地内にあります市有地上に残地されている空き家住宅に関しまして、今後の取扱いについて御説明を申し上げます。

当該空き家につきましては、昭和 56 年に小芋川地内で発生した雪崩災害によって、旧堀之内町時代に集団移転をいただいた家屋のうちの 1 軒であります。他の方については、当時の堀之内町が用意した造成区画の土地を購入して家屋を建てたものの、当該空き家の所有者にあつては、その町有地を借りて、その上に自宅を建設したということでございます。その後、平成 15 年頃から借地料の滞納が始まりまして、平成 27 年 10 月には借地料を滞納した状態で建物所有者が死亡しましたが、その親族、相続人の全員が、相続放棄手続きを行ったことから、相続人不在の家屋が建ったままの状態、その敷地となっている市有地も処分できない状態となってございます。このため、市では建物の荒廃による周辺への影響を抑制する必要上、建物処分と市有地の売却を行うため、相続財産清算人を立てることとして準備を進めていたところでしたが、様々な方面に打診したものの建物に買い手がつく当てが見込まれず、また進捗が図れないということから、このたび建物の撤去

を合法的に進めるために、訴訟を提起したいとするものでございます。なお、その訴訟費用につきましては、このたび議決をいただきました一般会計補正予算第2号において計上させていただいたということでございます。

詳細につきまして、資料を基に管財課長より説明をさせていただきます。

斉藤管財課長 （資料「下島地内の市貸付地に残存する住宅の対応について」により説明）

遠藤委員長 それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

佐藤委員 この裁判なんですけれども、代理人を立ててということですが、親族の方はもう財産放棄をしている中で、市と財産放棄をしている方との裁判ということになるんでしょうか。

斉藤管財課長 相続放棄されてる方は、裁判には関係ありません。相手方はおりませんので、裁判所から特別代理人を立ててもらって、その代理人と訴訟になる見込みであります。

佐藤委員 その代理人は、相続放棄をした方たちの立場で、いろいろ弁論するということなんでしょうか。

斉藤管財課長 相続放棄した方とは関係なく、相手方がいないものですから、建物の撤去を求める相手方として、裁判所が立てた弁護士になるかと思いますが、その方との訴訟になります。

森島委員 この外観の写真を見ると、それほど傷んでいないように見受けられます。そうした中で、これだけの予算を来年度に壊す部分として盛るわけです。そうしたときに、市内の連担地だとか、この理由は、今言った下島地区の区長さん、あるいは学校から通学路に支障をきたすということは分かるんですけれども、これくらいの建物は市内にほかにもあるように思われます。その辺の整合性については、担当課としてはどのような考え方を持っているんでしょうか。

桑原総務政策部長 ほかとの整合というところでございますけれども、今回、ほかの案件と違いますのは、こちらの物件の敷地が市の土地だということでございます。そこが大きく違ってまいります。しかし、借地料がずっと滞納されていたということから、それらをきれいにする必要がありますということで、家屋が残っているままですと土地の利用も図れません。先ほど委員がおっしゃられたように、町内会からいろいろと危険だという指摘をいただいているということも考えた中で、今回このような措置を取らせていただきたいと思いますのでございます。

なお、住宅連担地における危険家屋ということや、特定空家の手続きを取る中で、別途対応させていただいているところでございますけれども、今回については、そういうこととはまた違う意味で、市の土地を処分したいと、それをもってこちらの活用を図っていきたいというところが大きく違っているところでございます。

森島委員 市内ではこういう部分で、地域や区長さんから上がってきているというのは、今担当課ではどの程度把握していますか。

吉田総務政策部副部長 地域要望で、特に今年度は地域内の空き家問題に対しての要望というのは実際に上がってきております。件数は、把握はしてありませんが、ただ複数の自治会から空き家の所有者に対しての指導ですとか適正管理、そういったところへの要望というのは上がってきております。

森島委員 そうすると、今まで魚沼市が行った代執行は、これが法的になれば3件目という

ことによろしいんでしょうか。

桑原総務政策部長 代執行の正しい件数自体が、今は把握できていない部分もあるんですけども、今回、この補正予算をつけていただいたのは、裁判所に訴訟を提起するための関係であります。実際にこれを解体するにあたっては、その後年度予算で措置をいただきたいというところがございます。それが予算をいただければ市で、代執行という形ではなくて、市の対応として所有者不在の住宅を解体をするということになりますので、管理者が管理しない特定空家解体の代執行とは意味合いが違ってくるのではないかと捉えております。

大桃委員 1点確認させてもらいたいですけれども、このK氏が体調悪化する前は、滞納なく、きちんと納められていたものだと思います。それが平成15年頃から体調の悪化のために支払いが困難となって、平成27年頃まで十数年続いたということなんですけれども、この間どういった対応を取られてきたか聞かせてもらいたいと思います。

斉藤管財課長 K氏が体調悪化した間、聞くところによると生活保護を受給していたという話もございます。また、滞納については、適切に督促していたと把握しておりますし、どうしても体調不良ということで、土地の貸付料を徴収するに至らなかったということでもあります。

大桃委員 どの程度の体調悪化なのかは分かりませんが、生活保護を受給しているということを考えれば、寄り添った対応というのは取れなかったのでしょうか。

斉藤管財課長 当時の担当者の話を聞くと、訪問したり、いろいろ話を聞く中で債務者に寄り添った対応をしていたと聞いておりますが、貸付料を無償化するようなどころまでは、至らなかったということでもあります。

富永委員 Kさんが平成27年10月に亡くなられて、相続放棄の手続きが終わったのが28年5月、その後、奥さんと子どもさんが退去したのがその1年後の29年5月ということです。この間の賃借料を払う義務のある方は、どなたになるのか、どなたに請求したのか教えてください。

斉藤管財課長 相続放棄されてからは、貸付料については請求しておりません。ただ妻子の方は、相続放棄してからも資料のとおり29年5月まで住んでいらっしゃいました。相続放棄されたので、誰のものでもないような家屋に住んでいたような状態になりますが、貸付料については、市からは請求していない状況です。

富永委員 そうすると、1年間妻子の方がそこに住んでいたことになります。それって、何かしら請求しなくていいのかと自分は思ったんですけれどもどうでしょうか。

桑原総務政策部長 相続放棄をされている以上、請求人がいないということもありまして、市から実際には請求できないということです。御指摘のように、そこに家族の方が住んでおられるというところからすると、その方々に対して、何らかの措置ができたのではないかという御質問かと思います。既に生活保護を受けておられたというようなところを踏まえた中で、その辺の人道的な配慮の上で、請求はしなかったということで考えております。

富永委員 請求しなくてもいいんでしょうけれども、一応その本人に対して、そういう話をして、そういう状況で生活保護を受給されているので、請求額は0円になりますとか、そこを言っていたかどうかはどうなんでしょうか。

桑原総務政策部長 もう既に年数が経っておりまして、そこら辺の詳しい状況については承

知をしておりますけれども、当然ながらここにおられる家族の方々とは何らかの話合いは続けていたものということで承知はしております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございますか。(なし) なければ、これで質疑を終結いたします。本件につきましては、来年度予算的なこともありますし、経過的には報告をいただきたいと思いますので、引き続き調査をすることに決定したいと思いますが、異議ございませんか。(異議なし) それでは、そのように決定をいたしました。

(5) 閉会中の所管事務等の調査について

遠藤委員長　日程第5、閉会中の所管事務等の調査についてを議題といたします。お諮りします。本委員会が閉会中に所管事務等の調査を行うことについて、議長宛て申し出たいと思います。これに異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務等の調査については、議長宛て申し出を行うことに決定いたしました。

(6) その他

①「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について

遠藤委員長　日程第6、その他を議題といたします。まず、「魚沼市監査基準」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程」の一部改正について、執行部に説明を求めます。

富永監査委員事務局長　それでは、魚沼市監査基準及び魚沼市監査委員処務規程及び監査規程の一部改正について御説明をさせていただきます。この一部改正につきましてでありますけれども、先ほど議案第110号でありました、魚沼市監査委員条例の一部改正にも関係する部分でございますが、魚沼市監査基準及び監査委員の処務規程、監査規程につきまして、指定公金事務取扱者に対する地方自治法の改正、それから地方自治法施行令の改正に伴いまして、引用条文の条ずれ等の改正を行うものでございます。

新旧対照表をつけてありますので、そちらを御覧いただきたいと思います。(資料「魚沼市監査基準の一部を改正する基準及び新旧対照表」、「魚沼市監査委員処務及び監査規程の一部を改正する規程及び新旧対照表」により説明)

また、この改正につきましては、監査委員告示ということでございまして、7月30日付で改正して告示をしておりますので報告させていただきます。

遠藤委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。

この件につきましては、上位法の改正に伴う条ずれという部分と、あと議案として挙げられた部分以外については、監査委員で決める部分ということもありますので、本日は報告のみということです。これにつきましては、以上としたいと思いますが、異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。この件については、以上とさせていただきます。

②防災資材等の備蓄状況について

遠藤委員長　次に、防災資材等の備蓄状況について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　　以前から、この委員会、また、本会議においても複数議員から質問、質疑を受けたものの回答を保留し、確認中としておりました防災備蓄物品の管理状況につきまして、このたび内容を整理させていただきましたので、防災安全課長より資料を基に説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長　　（資料「在庫管理表（施設名）」により説明）

本資料につきましては、旧井口小学校の給食室を昨年改築しまして、備蓄庫として備蓄をしているものでございます。内容につきましては、食料品、飲料、生活用品、避難所の備品等を備蓄しているものでございます。こちらは、旧井口小学校に一括備蓄をいたしまして、災害が発生する前に必要となる避難所に持って行くというような管理方法をとっております。こちらの内容は、現状の物を棚卸ししたのになりますますが、実際のところ目標数値から足りない部分もございます。その要因としましては、今回、七尾市に災害物品としまして持って行った分もございますので、そういった部分につきまして今年度予算及び来年度予算におきまして、追加をして補充する予定でございます。

また、以前、議会でも質問がありました女性目線での支援物資の準備ということで、そういったことも資料を見ていただきますと足りない部分もございますので、そういったところの対応も予定しているところでございます。

遠藤委員長　　ただいまの説明について、質疑はありませんか。

佐藤委員　　非常に多種類で保管されていると感じますけれども、食料ですとか水、あるいは防災用品等、こちらで確保した数量の考え方といいますか、食料は大体どれぐらいの集落の何日分ですとか、テントですと大体何家族分ですとか、そういった考え方の基準的なものはあるんでしょうか。

佐藤防災安全課長　　特に、食料については一応この考え方に基づいて行っています。人口の約8分の1、5,000人が避難した際の2食分ということで、こちらを準備をしております。これまでは市、それからNPOの防災ネットワークさんと一緒に各自治会等のそういったところでも周知を進めてきているんですが、原則、発災から3日分の食料については、各家庭で準備し、ローリングストックを行うということを周知徹底を現在進めているところであります。そういった中で、当然そういった方から避難所に資材等を持ってきていただくこととなりますが、どうしても持って来れない方について、この備蓄品をお配りするというような内容になっております。

テント等につきましては、各全ての避難所に対して、それぞれ段ボールベッドを幾つ、パーティション幾つと配置を予定しておりますが、特にそこへの基準というのは、今明確には設けておりません。ただそうしますと、1か所に避難所を開設して人数が多く集まった場合は、集まった避難所になるべくそこを移送して、集めるというような形でやっております。

佐藤委員　　魚沼市は大変面積が広範囲になります。例えば大きく3か所ぐらいに防災ベッドですとか食料ですとかを分けて、どこで災害が発生するか分かりませんけれども、分散配置のほうがより対応しやすいのではないかという気がします。道路の寸断ですとか、そういったところを考えた場合にその辺はどうでしょうか。

佐藤防災安全課長　　委員の御指摘のとおり、そういった考え方もございます。ただ、現時点で置ける場所というのを考えますと、この1か所に集中備蓄という方針を取っております

が、また今後避難所の見直し等がある中で、備蓄品の配置についても考えていきたいと思っております。

志田委員 備蓄品ということで食料が結構多いと思います。これは、災害用ですので賞味期限、保存期間というか、それがある程度長いと思うんですけども、短いもので何年、長いものでどのぐらいなのか、あるいはその期限が来たものに関してはどう対応をするのかお聞かせください。

佐藤防災安全課長 おおむね備蓄品は、5年ぐらいです。ただ、製品によっては、10年備蓄できるものとか、当然その単価も高くなりますけれども、おおむね5年ということで扱っています。期限が来るものにつきましては、今までの実績ですと、各自主防災会で行う防災訓練、それから学校、社協とかにお願いしてフードバンクといったところへ、期限切れの前に連絡をして、あまりぎりぎりになりますと使う期間がなくなりますので、少し早めに連絡を差し上げて、有効に活用をさせていただいている状況になっております。また、生理用品等については、約3年から5年ということでしておりますが、最近ですと中学校とか、そういったところにも声をかけて、女性の生理用品等を出しているというような状況がございます。

大桃委員 同じ質問かもしれませんが、米とかパンとか、そういう食品ですが、消費期限を見ると、大体同じような年度のものがあるように思います。この考え方として、例えば、同じ年度のものを取っておくのがいいのか、それとも何年かずらしておくのがいいのか、その辺の考え方というのはあるんですか。

佐藤防災安全課長 購入した年に応じて当然期間がずれてきて、過去のものを出した年、出さない年もありますので、結構その在庫の数がずれてはきます。同じ間隔で備蓄品がなるべくローリングストックできるようには毎年調整を行っています。そのように考えながらやっているところですが、現状としてはまだちょっとばらばらの部分がございます。

桑原総務政策部長 補足であります。備蓄品については、全て同じ時期に消費期限が来るというものではございません。例えば5年なり、3年なりいろいろある中で、購入時期はそれぞれ違っております。そこで消費期限が来たものから、先ほど課長が説明したようにそれぞれ配置をして、そしてまたローリングストックで使っていくということでございます。決まった時期に一斉にそれがなくなるということはございませんので、それぞれ購入した時期に合わせて補充をしていくということでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) なければこれで質疑を終結いたします。こうやって、委員の請求に応じまして資料をいただきました。これはひとつ目安ということでありますが、課長のお話ですと、賞味期限、消費期限の切れそうなものについては、いろいろな行事に使いながら、また備蓄を変えていっているということでもあります。その都度説明というのも難しいので、本日の報告をもって一旦これについては、以上としたいと思いますが、異議ございませんか。(異議なし) それでは、本件につきましては以上といたします。

③車中泊避難訓練の実施について

遠藤委員長 3点目であります。車中泊避難訓練の実施について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは、今年度予定しております防災訓練に関しまして御説明を申し上げます。本市では、市民から参加をいただく総合防災訓練を毎年行っているところですが、今年度におきましては、中越地震の発生から20年の節目の年ということもございまして、趣向を変えて実施するものであります。具体的には、中越地震の際にも各所で多く見られた車中避難につきまして、その後、よそでも発生した災害での事例や教訓を生かすべく、今回、安全な車中泊について実践し学んでいただきたいとするものでございます。詳細の内容につきましては、防災安全課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

佐藤防災安全課長　当初は、11月2日の予定で前回、御説明をさせていただいたところあります。この日につきまして、検討していく中で、市内外で多くのイベントが開催されるということで、できればそういったイベントとも重ならず、できるだけ多くの方から参加していただきたい。そうしますと、夜のイベントはどうかということ、今回検討してまいりました。そうした中で、20周年のイベントの企画につきましては、庁内の若手の検討委員会を設けましてやった中に、避難所での宿泊体験をしてはどうかという意見もありました。何とかこの意見を実現化させたい思いで、このイベントを企画させていただきました。（資料「車中泊避難訓練実施概要～安全な車中泊避難の方法を学ぼう！！～」により説明）

遠藤委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。

大桃委員　今、先着80台というのは理解しましたけれども、参加人数250人を想定した意味合いを聞かせてもらっていいですか。

佐藤防災安全課長　単純にといいますか、1台当たりの人数といいますか、車の大小にも関わるので3人が寝れるのか、4人が寝れるのか、2人が寝れるのかということもありますけれども、そこから大体平均して3人くらい掛ける台数分というような形で割り出させていただきました。

大桃委員　そうすると、250人限定というわけではなくて、そこは多少人数の増減もあるということでもいいわけですね。

佐藤防災安全課長　そのとおりでございます。

佐藤委員　震災時ですと、そういった場合も想定されるわけですがけれども、例えば電気ですとか、ガスも各家庭で停止したような場合で、炊き出しをするとか、そういったことなんかも考えて、皆さんで経験するようなことは検討されていませんか。御飯を炊いておにぎりを作ったりですとか、味噌汁を作ったりですとか、そういう基本的なところなんです。

佐藤防災安全課長　2日目の試食体験というところで、そういった要素も入れられればどうかと考えておりますが、今は検討段階ですので、そういった部分も含めて検討していきたいと思います。

佐藤委員　エコノミークラス症候群に対して検討されているということなんです、あと車中泊がどういった場合に生じるかという、降雪時ですとか、そういった場合にも出てくる可能性もあると思います。そうした場合には、雪が降る中で、排気ガスのマフラーに雪が詰まり、一酸化炭素中毒というものも出てくるかと思えます。そういったところに対する対策等も周知してもらってはどうかと考えますけれどもいかがでしょうか。

佐藤防災安全課長　　そういった部分も大事だと思っております。今回いらっしゃる講師が熊本市にお住まいで、日本RV協会の顧問をされている方なのですが、気候的に西の方なので、雪のところまではというのはありました。その辺も講師の先生と相談させていただきながら、講演会の中で説明していただくようにしたいと思います。

遠藤委員長　　ほかにございますか。（なし）それでは、質疑を終結いたします。

この件につきましては、まだこれから行事も先ということであります。今、委員から指摘もありましたが、今後、どのような進め方というのは、報告があるまで調査案件ということで残させていただきたいと思います。引き続き調査をすることで異議ございませんか。（異議なし）では、そのように決定をいたしました。

④10月23日（中越地震発生日）におけるメモリアルイベントについて

遠藤委員長　　次に、10月23日（中越地震発生日）におけるメモリアルイベントについて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　　先ほどの話の中でも少し触れましたが、未曾有の被害をもたらした中越地震の発生から今年の10月23日で20年が経過いたします。この20年の節目にあたりまして、中越地震の記憶や経験を風化させずに、次の世代に引き継いでいくことが重要と考えておりまして、地震を経験した皆様が、それぞれの立場でそのことを理解し、実行していただくということと、行政職員にあっても中越地震の経験を受け継ぎながら、今後の危機管理政策を進めていく必要があると考えております。このため、20年の節目となる10月23日に結の灯り実行委員会と市の共催によるメモリアルイベントを実施する方向で調整を進めておりますので御報告をいたします。資料はございませんが、内容につきまして防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長　　口頭になりますけれども、私から10月23日におけるメモリアルイベントについて、説明をさせていただきたいと思います。

今、部長から説明がありましたメモリアルイベントにつきましては、魚沼市も共催ということで、こちらのイベントに協力させていただきますが、結の灯りの実行委員会が実際に行うものでございます。

実行委員会の内容になりますので、概要だけ説明させていただきたいと思います。10月23日、17時に開場ということで時間に黙祷、それから18時にキャンドル点灯、その後18時45分からメモリアルコンサートということで、地元出身の星野裕矢さんからのコンサートを予定しております。

本市としましては、このイベントの前段階としまして、市内の各数か所で被災当時のパネルを展示したパネル展を開催予定としております。また、各保育所・保育園に依頼をいたしまして、お子さんから御協力をいただいて、この10月23日に点灯するろうそくホルダーを作成をしていただき、当日は家族の方から見に来ていただくというような取組も予定しているところでございます。

これに関係しまして、市役所としましても、この結の灯りに共催するという中で、庁舎のLEDライトのライトアップというものを検討しているところでございます。庁舎の北側といいますか、その壁面にLEDライトにより黄色く点灯し、下にろうそく型のLED

ライトを使いそちらを飾ります。基本的には、文化会館がメイン会場になりますので、私たちは、この結の灯りのイベントを市民の方に「今日こういうのをやっているんだよ」ということを呼びかけるような意味でもさせていただくものでございます。

職員につきましては、本会場に行ける方は行っていただくようお願いをするところですが、行けない職員につきましては、本庁舎前で時間になりましたら黙祷を予定しているところであります。

遠藤委員長　それでは質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑を終結いたします。

本件につきましては、主催が実行委員会ということであり、市は全面的に協力をしていくということですので、この件については報告ということで、以上としたいと思います。異議ありませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑤本庁舎脇県教職員住宅の現状と今後の取扱いについて

遠藤委員長　次に、本庁舎脇県教職員住宅の現状と今後の取扱いについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　この本庁舎脇に建っております県の教職員住宅に係る対応につきましては、5月23日の総務委員会におきまして、県から譲渡希望価格の提示があった旨を報告させていただいたところでございましたが、その後の経過といたしまして、県の管財課から本市が譲り受ける場合の追加の条件提示がございましたので、御報告申し上げます。今後、本市として当該物件を取得した場合の利活用も含めて、在り方を議論する必要があると考えております。詳細について資料はございませんが、管財課長より補足して説明をさせていただきます。

斉藤管財課長　県教職員住宅の譲渡価格であります。今年度、県庁の管財課から電話で連絡があったところ、譲渡価格についてゼロ円にするというような内容でございました。昭和52年に建築された未耐震の建物でありますので、土地価格よりも解体費用が上回るような想定であるということで県から聞いております。よって、ゼロ円にするというような内容でございました。この建物につきましては、大規模改修が必要な建物でありますし、解体するにしても多額の費用が必要となるものであります。今後、活用について検討を進めてまいりたいと思います。

遠藤委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。

森島委員　意見としてよろしいですか。私は早急にできれば解体、目的もありますけれども、県との交渉を早めに進めていただければと思っています。その一つの理由としては、近隣でも他国の方が、建物を購入するということがあります。そういう中で、この地域の中では、官公庁という一つの位置づけがあるかと思いますが、できるだけ他国の方ではなくて、お互い同士、公の県と市という立場の中で、できるだけ早めに進めていただければと私は思っておりますので、意見として委員長にお願いをしたいと思います。

遠藤委員長　今のことについて、現時点でどの方向という部分がありましたら、これを質疑に変えて、回答をいただきたいと思います。

桑原総務政策部長　今のところ、市としてどのように使いたいというところは、以前のこの委員会の中でも案として、いろんな具体例をお示しをしたところでした。建物自体が古いということもございますので、それをどういう形で使うかというところは、まだこれから検討が必要ではないかと思っています。

遠藤委員長　今、森島委員からも意見があったということの一つ付しておきたいと思います。ほかにございますか。

富永委員　自分は少し考え方が違いまして、他国の方が買う可能性があるから市のものにするというのではなくて、きちんと有効活用を考えた上で、検討するべきだと思います。他国の方が購入しないようにするという考えは、県で対応するべきだと私は思っています。利用方法については、十分に検討していただきたいと思います。購入についても同様に慎重な検討をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

内田市長　いずれにいたしましても、目的をしっかりと決めた中で、スピード感を持って取り組んでいきたいと思いますが、今の状態だからもらい受けるとか、買うとかじゃなくて、しっかりと目的を持った中でやりたいと思います。

佐藤委員　この住宅の築年が昭和52年ということですので、56年の耐震基準の前の建物ということになります。そうしますと、使うにしましても、耐震対策と大規模な改修が必要になるかと思います。また、費用も膨らんでくるかと思います。そういった中で、きちんとした改修を行う目的があるかどうかというところをチェックすることが、非常に大事なんじゃないかと考えます。今年でしょうか、その住宅を確か職員の昼食のときに、場所を提供したいということで、その候補の一つがこの住宅で挙がっていたかと思うんです。そういったはっきりした目的があって、大きなそういう改修を行う費用対効果といいますか、十分なメリットがあるという中で判断ができれば、そういう方向でいくべきかと思います。そういったものがなくて、無償だからすぐに譲り受けるというのは、非常に慎重に考えなきゃいけないと思いますけれどもいかがでしょうか。

桑原総務政策部長　先ほど市長が答弁したとおりでございますけれども、今後の利活用策について、十分目的をはっきりとさせた中で、いろいろ検討すべき必要があるのではないかと考えています。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) 本件については、総務委員会に関する部分もありますので、運営、目的等も含めて報告いただきたい部分もございます。本件については、引き続き調査をするということで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。ここでしばらくの間休憩とします。

休　　憩 (11 : 04)

再　　開 (11 : 15)

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開します。所管の報告等が終わった執行部の説明員につきましては、退席を許しております。

⑥新潟県パートナーシップ制度開始に係る行政サービスの提供について

遠藤委員長　次に、新潟県パートナーシップ制度開始に係る行政サービスの提供についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長　それでは、新潟県パートナーシップ制度開始に係る行政サービスの提供について説明いたします。皆様、既にご存じのとおりかと思えますけれども、9月2日から新潟県におきまして、新潟県のパートナーシップ制度が開始されました。この制度につきましては、双方、または、いずれか一方が性的マイノリティーであるお二人が、パートナーシップ関係にあることについて、県へ届出を行い、県は届出受領証等を交付して届出があったことを証明するという制度になっております。婚姻とは異なりまして、法的な部分で効果というのがございませんが、県が証明する公的な証明ということで、それを基に様々な行政サービスにおいて利用いただけるということになっております。本市におきまして、この県の制度開始に併せまして、利用可能となる行政サービスを資料に記載のとおり、住民票の続柄の記載、犯罪被害者等見舞金の給付、軽自動車税の減免申請、公営住宅への入居申込み、この4つの行政サービスで利用可能となりますので、今回、委員会に報告をさせていただきます。

遠藤委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。

佐藤委員　新潟県の行政サービスの内容と、市の提示されました内容等は同じと考えてよろしいでしょうか。

吉田総務政策部副部長　それぞれの自治体で、利用可能となる行政サービスを定めておりますので、自治体の中で取り扱っている行政サービスというのは、様々でありまして、県と市では同一ではございません。

佐藤委員　そうしますと、県のサービスと比較しまして、魚沼市の場合、ちょっと大きく違うようなところはこういったところになりますでしょうか。

吉田総務政策部副部長　県のサービスとしまして、こちらでどこが違うかというのをよく確認はしておりませんが、ただ、県が行っている行政事務、それと市町村を含めた自治体で行っている事務も異なっておりますので、その中で、公営住宅の入居申込みというところでは、県営住宅を市の事務として取り扱っておりますので、そこは一緒かと思えます。あと軽自動車税についても、市町村の事務という形になりますし、住民票も市町村の取り扱う事務という形になりますので、公営住宅というところでは、県営住宅というところで一緒のサービスになるかと思いますが、それ以外については、市が行っている行政サービスという形になるかと思えます。

遠藤委員長　ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。これは、県の届出によって正式に市町村が使えるサービスということでありますので、各自治体によっては、サービス内容も量も違いますが、今後またいろいろな市民の声ですとか、関係者の声に応じまして、またサービスの量ですとか、質とかそういった部分については、まだまだこれから検討ということでもあります。とりあえず、この4点について魚沼市はサービスを開始するということの報告であります。このことにつきましては、また市民の声もあろうかと思えます。サービスの質が低下にならないことも含めまして、本件については委員会として、引き続き報告をいただいた中で、調査を続行したいと思いますが、異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑦請求書等への押印見直しについて

遠藤委員長 次に、請求書等への押印見直しについてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、請求書等への押印見直しについて説明をいたします。お手元の資料につきましては、こちらが令和3年度に実施しました行政手続における押印等の見直し作業、その結果を取りまとめたものであります。その中で、見直し対象の中で廃止不可となっている案件、支払いに係る様式、押印を求める趣旨がある様式、これは廃止不可ということで、その当時は、検討結果という形ではありました。ただ、今この廃止不可となっております支払いに係る様式、請求書、それと補助金等の実績報告書等になりますけれども、こちらの押印廃止に向けて、今検討を進めているところであります。具体的にこの請求書、実績報告書の押印廃止については、来年度、令和7年4月1日から紙書類の押印廃止、これをやっていきたいということで、今、関係部署で検討、見直しに着手しましたので、報告をさせていただきます。なお、この押印を廃止したとしても、ペーパーレス化というところには、つながっていきませんので、最終的には請求書の電子化というところも含め、今後検討をする中で、DXの推進というのを主として図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

遠藤委員長 ただいまの説明について、質疑はありませんか。

森島委員 これは、全国的にこういう流れになっているんですか。

吉田総務政策部副部長 昨今、行政の窓口に来なくてもそこで完結するというような手続きで、今DX化に向けていろいろな部署で取り組んでいるところです。その中で、請求書の押印がない、その請求書の押印を今まで市としては求めていたので、それだけはどうしてもやっぱり紙ベースでもらうということで来庁していただいたり、その窓口に来なくてもいいというところに最終的に結びついていなかったというところがございます。そこで、請求書の押印、補助金等の実績報告の押印を廃止することで、窓口に来なくても一応事務手続上完結することから、魚沼市だけでなく、この請求書の見直し、押印廃止という見直しは、全国的な県内でも既に取り入れている自治体も多数あるということです。それもあることから、そこに向けて検討を始めているというところです。あと、来年度4月1日からそれを廃止する中で、窓口に来なくてもいいというところに結びつけるように取組を進めているところでございます。

森島委員 そうすると、その背景というのは、事務の簡略化ということになるんですか。行政改革の一環ということよりもそういう部分になるんですか。

吉田総務政策部副部長 行政改革も含めてです。あとは、やはり市民のそこの中での利便性向上、その2つを目的として、この押印見直しというのを今検討しているところでございます。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。本件につきましては、新たに始まるサービスということでもありますし、今後なかなかDXについて来れない方々の対応等も含めて、市の職員の配置等もあろうかと思いますが、委員会としては、ある一定時期まで引き続き調査ということでさせていただきたいと思いますが、異

議ございませんか。（異議なし）そのように決定をいたしました。

⑧入広瀬分室のサービスコーナー化について

遠藤委員長　次に、入広瀬分室のサービスコーナー化についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

磯部北部事務所長　それでは、入広瀬分室のサービスコーナー化についての説明をさせていただきます。表題のとおり、入広瀬分室をサービスコーナーに組織改編する検討を始めたので、このことについてお知らせをさせていただきます。（資料「入広瀬分室のサービスコーナー化について（案）」により説明）

この体制につきましては、順調に調整が進められるよう努めて、令和7年4月1日から開始したいと考えております。

遠藤委員長　ただいまの説明について、質疑はありませんか。

富永委員　現在の配置されている職員の数は、何名ですか。

磯部北部事務所長　公民館主事も含めて、今は4人です。

富永委員　この説明資料には、これから考えるということですが、もしも差し支えない部分があれば、何人ぐらいにしたいという考えは持っていますか。

桑原総務政策部長　今後、全体の業務量を計算した上で、全体配置を見た中で、配置については検討していきたいと思っております。

佐藤委員　入広瀬分室のサービスコーナー化ということですが、その場合に行う業務としましては、証明書の発行、書類預かり、公民館事業を残すということなんですけれども、このサービス化に伴いまして、逆に本庁に移す業務はどういったことになるのでしょうか。

磯部北部事務所長　いわゆるできなくなるというか、本庁に移したり、北部事務所でするようになるものとしては、マイナンバーカードの申請や、転入転出の手続き、戸籍等の届出などに主にはそういうことになると思います。そのほかに細かいこともたくさんありますけれども、それについては、月一回くらいの少ない業務ですので、差し支えないかと思っています。

佐藤委員　入広瀬から須原の北部事務所に移すと、その場合にお年寄りですとか、そういった届出のほうで、交通の便で大変な人もおられるかと思うんですけれども、そういったところの対策はどのように考えますか。

桑原総務政策部長　今後、地元説明を行うということですので、その中でいろいろと地元の声を聞きながら検討していきたいと思っています。先ほどの話もあったように、実際の取扱い件数がそこまで実績がないということもありますので、それらを踏まえた上で最終的に判断をさせていただきたいと思っております。

森島委員　ここに書いてある提言、あるいは今ゼロに近いということなんですけれども、日に入広瀬分室を使っているのは何件くらい、何人くらいですか。

磯部北部事務所長　例えば、証明書の発行が令和5年度のトータルで447件ということです。ということは、日にすると2件あるくらいだと思います。戸籍届に関しましては、月一回あるかないかというところになります。

森島委員 ということは、職員は4人で、今の利用実績だということで分かりました。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。(なし) これで質疑を終結いたします。本件につきましては、これから方向性を出して、説明会が行われるということであります。また、市民からもまたいろいろな意見等が出る可能性もありますし、サービス低下につながるということで、また声があった場合に報告をいただきたいということと、一定時期まで調査案件とさせていただきたいと思いますので、本件については、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

それでは、ほかに執行部から報告事項はありませんか。

⑨その他2件

桑原消防長 9月6日の令和6年度魚沼市一般会計補正予算、9款消防費の御質問について答弁を保留しておりましたエコプラントヘリポートの面積について、報告をさせていただきます。エコプラントヘリポートの面積についてであります。破間川沿いの搬入道路、東側の芝生等が生えている約7,500平米の平たんな敷地内のほぼ中央にヘリコプターの離発着場として舗装されている部分の面積です。1辺20メートルの正方形で400平米になります。なお、拡張予定地の活用についてなんですけれども、消防団の放水訓練とポンプ操法等の訓練場、また、本市が被害を受けた被災した際の応援を受け入れる拠点地区としての活用も考えております。

遠藤委員長 それについては、そういったことに使うために、今回の取得用地の面積が必要ということによろしいですね。それでは、これにつきましては、補正予算は既に成立をしておりますので、この間の答弁漏れの部分を説明いただきました。これについて、若干ですけど、関連して質疑があればお受けしますがいかがでしょうか。それでは、取得用地について、目的等が明確になっていなかった部分について、今、桑原消防長からお話がありました。また、工事時の搬入路も含めまして、必要な面積ということと、土地については、半分必要で、半分は不要というわけにもならない部分もありますので、一連の土地として、市が今後利用価値を高めながら取得をしていくという方向で進めていくことになりますので、御了解をよろしくお願いいたします。ほかにありませんか。

吉田総務政策部副部長 もつ焼き大会の件について、お知らせをさせていただきたいと思います。10月5日の土曜日、11時から電源開発様のグラウンドでもつ焼き大会を実施いたします。今ようやくチラシもある程度出来上がり、今日中にはホームページにアップしたいと考えております。また、議員の皆様方からもぜひ多くの方から参加していただきますようよろしくお願いいたします。なお、詳細につきましては、事務局側とその辺の当日に向けた準備等々については、打合せをさせていただきたいと思います。足立区の会議長と副区長が来られるということで、今その辺の調整も図っておりますので、詳細が分かり次第、情報共有をさせていただきます。ぜひ多くの方の参加をお待ちしております。

遠藤委員長 これも報告であります。若干質問等がありましたらお受けします。いかがですか。

富永委員 人数はどれくらいを想定しているんですか。

吉田総務政策部副部長 焼き台の数が、どれぐらいになるかにもよるんですが、大体おおむ

ね500人前後を集めたいと思っております。

遠藤委員長　ほかにありませんか。(なし) それでは、市の一大イベントということで、友好自治体であります足立区の議会側のゲストがあるということでございます。また、今後、事務局間でいろんな詳細が明確になりました時点で、議会にも報告があるということでございますので、内容についてはその報告を待ちたいと思います。本件については、以上といたします。ほかに行部から何かございますか。(なし) 委員の皆さんから執行部に対して、質問等がございましたらお願いいたします。

森島委員　市長の行政報告並びに今回の広報の中で、消防の皆さん方が全国消防救助技術大会で活躍をされたということで、非常にいいニュースをいただきました。その中で、基本泳法というのがありますが、どこで練習をされているんですか。

桑原消防長　今、小千谷市のプールで練習しています。もともとその選手が、それまで個人的に利用していたプールでありまして、そこを練習会場として使っています。

森島委員　使用料とかは払っているんですか。それとも、協定とか結んでお互い同士ということでやっているんですか。

桑原消防長　訓練日、訓練回数等を決めて、その中でこちらで使用料の支払いをしております。

遠藤委員長　ほかにございますか。(なし) ないようでありますので、以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製につきましては、委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（11：38）